

大分市自治基本条例検討委員会
第12回 市民参加・まちづくり部会

平成23年 1月14日(金) 14:00から
大分市役所 議会棟3階 第4委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 市民意見交換会結果等に係る検討について

- ・市民意見公募に寄せられた意見について

…第18回全体会資料「報告4」

- ・市民意見交換会での意見等について

…第18回全体会資料「報告2・3」

(2) その他

他都市における「都市内分権」の説明等の事例について

事例 : 相模原市【出典：相模原市における都市内分権に関する研究最終報告書(H17.3)より抜粋】

本報告書では、「市民がより満足できるまちを目指し、都市の内部において、分権を進めて、市民と行政が協力してまちづくりを進める上での効果的・効率的な仕組みづくりをすること」と定義している。具体的には、市民が主体的に、身近な地域の課題の抽出と解決に向けて取組むことのできる仕組みづくりや、その仕組みに的確に対応し、身近で総合的な行政サービスを提供する拠点としての地域行政体制の整備を行う取り組みなどをいう。

第6回部会(H22.3.31開催)での配布(参考)資料にて提示

事例 : 豊田市【出典：わたしたちがつくるわたしたちの地域(パンフレット)より抜粋】

市長の持つ権限をより住民に近いところに移し、地域のことを地域で決められるようにすること。

事例 : 上越市【出典：上越市自治基本条例(パンフレット)より抜粋】

「地域に身近な地域の課題は、できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめたものです。

ここでの「都市」とは、いわゆる「市街地」を意味するものではなく、上越市全体を意味しています。

事例 : 長野市【出典：第四次長野市総合計画(H19.4発行)より抜粋】

地域の課題を迅速かつ効果的に解決するために、地域住民が「自分たちの地域は自分でつくる」という意識を持って取り組み、その活動を市が積極的に支援していく仕組みのこと。

事例 : 宇都宮市【出典：平成19年度うつのみや市政研究センター研究報告より抜粋】

(『地方自治の現代用語<第2次改訂版>2005』より)

都市内分権を「都市の自治体において、より狭域の単位に、一定の権限の委譲を行うこと」とし、「政令指定都市における行政区の設定と区役所への権限の委譲」が都市内分権の典型とされている。

また、その他の市町村における出張所や支所などの設置とそれに対する権限の委譲がそれに類するものと位置付けられている。

事例 : 松阪市【出典：松阪市自治基本条例市民研究会提言書(H19.9)より抜粋】

(提言の理由)

住民による自治が拡充されるためには、「自己実現・自己決定」という住民にとって達成感・満足度の高い自治を行える環境が必要であり、一人ひとりの住民にとって、自分たちに身近な問題が自分たちに身近なところで解決できる環境を整えていくことが重要である。